

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				1
会 派 名	無 会 派	年 度	令和 6 年度	
項 目	研 修 費	金 額	12,000.- 円	
内 容	第66回自治体学校			
支 払 先	第66回自治体学校実行委員会	支払年月日	2024 年 7 月 20 日	
備 考				
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				



第66回自治体学校実行委員会
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階
自治体問題研究所／(株)自治体研究社
電話: 03-3235-5941
FAX: 03-3235-5933
E-mail info@jichiken.jp

領収書

675-0101
兵庫県 加古川市
兵庫県加古川市平岡町新在家
671-4
加古川自治体問題研究会
加古川市議会議員 立花俊治

商品	単価	数	価格
第66回自治体学校参加申し込み 受付番号: 1 2 2 参加方法: ZOOM参加 参加区分 (ZOOM): 個人会員 参加種別 (個人会員): 2日間参加 (+¥12,000) 分科会・講座 選択 (ZOOM参加): 1.公務労働者の現状と課題ー長時間労働と非正規労働者の 視点からー	12000	1	¥12,000
			小計
			¥12,000
			合計金額
			¥12,000



出張調査研修報告書

令和 6 年 8 月 18 日

市議会議長様

会派名

無所属

出張者氏名

立花俊治

印

印

印

印

下記のとおり報告します。

日程 令和 6 年 7 月 20 日 ~ 令和 6 年 7 月 21 日

視察先 第66回自治体学校 ZOOMで

視察（調査）事項

別添のとおり。

復命事項（所見及び感想）

別添のとおり

出張に伴う経費の精算

前渡金額 12,000 円

精算額 12,000 円 過不足額 0 円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

復 命 書

2024年8月13日

立花俊治

第66回自治体学校に ZOOM 参加しましたので下記の通り復命します。

記

- 1 日時 2024年7月20(土)～21日(日)
- 2 場所 現地は20日、横浜市鶴見公会堂 21日、横浜市立大学 金沢八景キャンパス
- 3 内容 第66回自治体学校
20日 全体会 21日 第1分科会(公務労働者の現状と課題)
- 4 主催 自治体問題研究所
- 5 プログラム

2024年7月20日

司会	横浜市従 執行委員長(保健師)
歓迎挨拶	政村 修 現地実行委員長
開校挨拶	川瀬憲子学校長あいさつ 体調不調のため中山理事長挨拶
基調講演	中山徹理事長
特別講演	フォトジャーナリスト 安田菜津紀氏
リレートーク	日本自治体労働組合総連合
能登半島地震被災地からの報告	石川自治体問題研究所
神奈川自治体問題研究所現地からの報告	
次回開催地代表あいさつ	山本由美 (和光大学教授)
全体会終了あいさつ	小山国治(実行委員長)

分科会 1

公務労働者の現状と課題

自治体職員の長時間労働～その事態と解消に向けて

私たちの願い あきらめなかった非正規労働者の組合立ち上げ

6 内容

開校にあたって

川瀬憲子自治体学校長（静岡大学教授）にかわって中山徹自治体問題研究所所長が説明して挨拶。

自治体学校は 1962 年、全国総合開発計画で石油コンビナート建設が進み公害問題が社会化するなかで、1964 年、京都大学名誉教授の島恭彦先生が自治体問題研究所理事長の時に始まり、島学校と呼ばれていた。

生存権、環境権、地方自治に対する関心の高まりの中で開校。

機関委任事務が廃止され、地方分権が 2000 年頃から喧伝されたが、2010 年代から財政は中央に集中して中央集権が強化されている。今年、2024 年、地方自治法改正で国に指示権が明記された。

2022 年 12 月 16 日の安保 3 文書で一挙に軍拡化が進んでいる。社会保障費が抑制され、少子化対策の財源が 2026 年から医療保険に上乗せされて国民負担となる。

対 GDP 比の教育予算は OECD 参加国 38 カ国中ワースト 2 位。財政誘導で学校の統廃合が進められている。

新自由主義路線の展開で、非正規雇用の拡大、子供と女性の貧困化で格差が一層広がっている。

総務省が昨年から示している第 33 次地方制度調査会で事実上のマイナンバーカードの強制、土地規制法制定、経済安全保障推進法制定、防衛産業強化法などは戦争できる国をめざした国の形を大きく変える内容になっている。

東日本大震災の復興資金が防衛費にまわされることや能登半島の復興が放置されているがその査証。

環境危機を理由に原子力発電所の運転期間の 60 年超への延長を盛り込んだエネルギー GX 法案が可決されている。

自治体や市民による新しい協働の取り組みも始まっています。

自治体学校のコンセプトはみんなが先生、みんなが生徒。

基調講演 中山 徹 地方自治と地域 この1年から考える

自治と公共性が地方創生とキャッチコピー化されているが破壊されている。この再生が必要。

地方自治体の本分は、第2条14に地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとなっている。

ところが、今、国が進めているのは、「戦争する国造り」。

これは地方自治体の協力なしには遂行できない。

地方自治体が、この国の政策に反対していくことが求められている。

もう一つはこの20年間で、新自由主義路線によって本来民営化すべきでない仕事をどんどん民営化してきた。また、コスト面だけで公共施設の統廃合が進められている。本当に暮らしやすい地域をどうして作っていくのか、今、市町村が問われている。

残念ながら現状は人減らしと非正規化で困難を極めている。

希望の星の例を挙げれば、若い女性が頑張ったところでは横浜市長選挙の投票率が上がった。岸本聡子区長が当選した杉並区でも投票率が上がり、女性区議が過半数となっている。大阪市を廃止する住民投票でも若い女性が頑張り2度にわたり否決している。

地方政治が大きく変わる時には投票率のアップが不可欠。女性と若者が非正規雇用の温床となっていて被害を受けています。

皆さんが地域の実情を踏まえて新自由主義路線に対抗する政策を練り上げて、その政策を若者たちに伝えきれるかどうかは今問われている。そうしたことを各地域で展開できれば、福祉の向上や公共性の確保が実現できると思います。

フォトジャーナリスト 安田菜津紀氏の特別講演

紛争地、被災地に生きる人々の声—取材から見えてきたこと

2022年2月24日、ロシアのウクライナ侵略、2023年10月7日ガザ地区のジェノサイド、どちらも海の向こうの問題ではない。

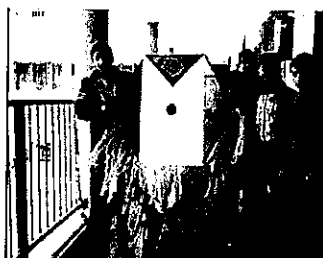
陸前高田市の被災地も同じ。

写真で見て、どのような未来を選んだらいいか一緒に考えてほしい。

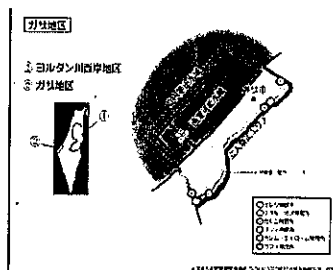
パレスチナでは東北の復興を願って毎年舂揚げ

避難してきたパレスチナの子どもたちが岩手県釜石市で舂揚げ大会

平和を願って、とにかく生きていてほしいと夙あげ



スエーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさん パレスチナを応援



シリア ガザの真実

野菜市場、何も無い



破壊された街並み



不発弾の後



ガザ、シリア、陸前高田。それぞれの地域で暮らす人たちの日常を追跡してきた。犠牲者を数字で語るのではなく、それぞれに名前があり人生がある。世界中どこも、子どもたちの笑顔は本来は輝いている。何も得るものがない戦争の早期の終結を願わないではいけない。

陸前高田市は 2011 年の東日本大震災のときに一本松で有名になりましたが、その災害、6m の津波で安田さんの義母と愛犬 2 匹が亡くなった。



リレートーク 日本自治体労働組合総連合 畔上勝彦埼玉県本部 特別執行委員

3つの闘いについて報告

- ① 吉見町で学校給食の民間委託のための債務負担行為の補正予算が提案。民間委託する部分の修正動議が出されて採択され、一旦委託がストップされたが、町長が臨時議会を開き、修正動議を再議にかけ、2/3に至らず、補正予算が成立。吉見町学校給食センターで労働組合を結成して、直営の方が1300万円も安い、学校給食を充実せよなどビラを発行して反対闘争を取り組んだが本会議で6対7で負けて委託される。委託先の東洋食品と交渉中。
- ② 狭山市で会計年度職員の学校司書が会計年度職員の制度化に伴い試験制度を導入して不合格のレッテルをはり、11/32名が雇止め。狭山市図書館の充実と司書の雇用継続を求める会を結成して対市交渉。署名と市長・教育長に対する要望書。市内大規模宣伝。地区労対市交渉。ネット署名も実施。
- ③ 春日部市で学童保育の支援員の雇用を守り、保育の質を守る戦い。指定管理者のトライは常勤93名いたのに50名しか確保できず。トライを相手に2回の住民監査請求。いずれも棄却されたが控訴。今、東京高裁へ控訴中。

自治労連と地域労働組合や民主団体で住民の権利を監視して住民福祉を守る運動を議会も含めて追及した。

能登半島地震被災地からの報告 いしかわ自治体問題研究所 杉本満 事務局次長

- ① 前例のない被害が発生
東北大震災はマグニチュード9.0だったが、内陸部地震としては最大級、阪神淡路大震災のマグニチュード7.3より大きい7.6、150キロにわたって断層が動き、珠洲市・輪島市は全半壊が6割。輪島の港が4メートル上昇して港がなくなる。
死者222人、内、圧死92人で41%、窒息死49人22%、凍死14%、アフターフォローで問題の災害関連死、わかっているだけで70人。
- ② その特徴とは、多様性、幹線道路の破損で支援ルート確保困難、高齢・過疎、自治体のキャパがあまりにも脆弱。

- ③ 24 地区が孤立し、広域避難を余儀なくされた。奥能登では 4 つの病院が統廃合され、公立病院を核とした地域医療体制が崩壊していた。
- ④ 上下水道のインフラ整備が遅れていた。
- ⑤ 公費解体遅延。
- ⑥ 1999 年、平成の大合併で 41 市町村が 19 市町に、職員の 30%削減で安否確認・被災調査・復興事業に支障。
- ⑦ 国県の全面的復興支援があまりにも貧困。

神奈川自治体問題研究所現地からの報告

横須賀火力発電所建設を考える会 共同代表 鈴木陸郎

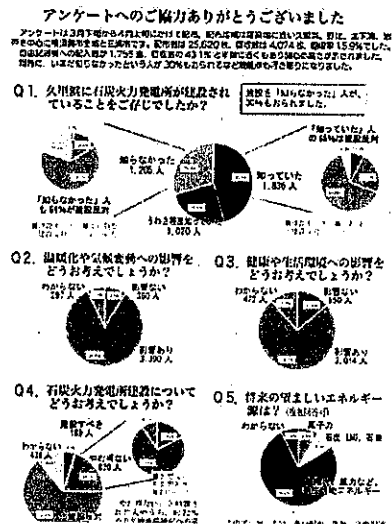


気候危機打開のために、世界は 2030 年までに火力発電からの脱却方針を明らかにしているが日本はしてない。現在 169 基の火力発電所が稼働中。ところが日本政府は 2019 年 5 月横須賀火力発電所の建設許可を出す。

国を相手に確定通知を出した国を相手に取り消し訴訟、現在までに 18 回控訴審を闘っているがその概要を報告。



- ① 横須賀火力発電所建設を考える会、市民アンケート実施、25620 通配布、4074 通回収、知らない人が 30% もいた。

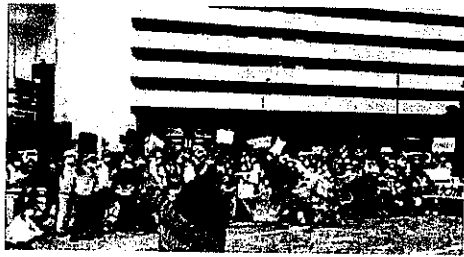


- ② 地域の民主団体 49 が参加実行委員会でポスター作成、チラシ 4 万枚、「グレタひとりぼっちの挑戦」の映画上映会に 1000 人が参加。

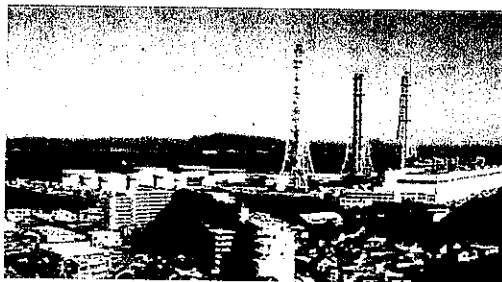


- ③ 若者中心に「再エネ社会をめざそう」と気候マーチ

従来型の労働組合を中心にしたのぼりを立てたデモではなく、誰もが参加しやすいマーチ形式に発展させてすそ野を広げている。



- ④ 2023年6月に1号機、12月に2号機が稼働を開始したが、稼働中止求めて奮闘中。



7月21日 第1分科会 現地 横浜市立大学キャンパス

助言者：鳴林 弘一（自治労連賃金権利局長）

公務労働者の現状と課題 自治労連中央執行委員 鳴林弘一

業務は増え人が減らされて深刻な人材不足に陥っている。その結果としてメンタル疾患が急増している。基幹業務も会計年度職員という名の非正規職員に置き換えられている。だから民営化に流れている。

自治体職員の長時間労働～その事態と解消に向けて

水戸川慶太（神奈川県職員労働組合書記長）

緊急時・災害時でも住民と職員のいのちと健康を両方守るための現場の取り組み

2016年11月14日、神奈川県庁の財政課37才職員が過労自殺。月200時間の残業とパワハラがあった。100時間以上90人、過労死ラインの80時間以上446人。理由はコロナ、豚熱、水防業務、児相夜間緊急一時保護、台風、総選挙などであった。残業理由は仕事が終わらない。労働基準法 第33条：災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。も問題になった。時間外勤務の上限を定める条例を2019年4月施行、月45時間。年360時間を上限とする。2024年度定数113名増。残業者減少する。

私たちの願い あきらめなかった非正規労働者の組合立ち上げ
石田廣子(東京公務公共一般労働組合 府中支部支部長)

非正規労働者と正規労働者には大きな雇用格差、同じ仕事をしているのに。ドイツの介護施設を視察してびっくり、非正規は何らかの理由で8時間働けない人、身分は正規と同じ。ところが日本の会計年度職員は更新4回限度で専門的知識を継承できない、雇用不安、正規登用の道がないなどの要求をもとに2023年6月22日に東京公務公共一般労働組合 府中支部を結成。私たちに願いはよい仕事がしたい、生活できる賃金を。

考察

今回の自治体学校を受講して、今、私たちが暮らしている社会が、アメリカの軍産複合体による平和を口実にした常時紛争の脅威を喧伝して経済の軍事化を推し進め、そのあおりを受けて日本の政治路線が決定されて、地方自治体の税金が本来福祉の向上に充てるべきところを人減らし非正規化で事務事業の安上がり、また、大企業へ税金を流し込むための公設民営化という制度設計が仕組まれていると感じた。

この自治体学校は、その弊害として、公務員の残業問題、メンタルに悩む職員、会計年度職員の現状や災害が発生しても対応できない自治体をリアルに警告して、知識層と労働組合や民主団体の将来展望を指示しており参考になった。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				2
会 派 名	無 会 派	年 度	令和 6 年度	
項 目	研修費	金 額	5,000.- 円	
内 容	2024年度自治体議員研修セミナー			
支 払 先	NPO法人 区画整理・再開発対策全国協議会	支払年月日	2024 年 8 月 19 日	
備 考				
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				

[2024 年 08 月 16 日]

675-0101

加古川市議会議員 立花俊治 様

領 収 書

金 5000 円

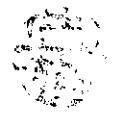
但し 立花俊治様 の8月19日自治体議員研修セミナー
負担金として () 口座にて領収しました。
(Zoom) 出席

特定非営利活動法人

区画整理・再開発対策全国連絡会議

162-8512 新宿区矢来町 123 矢来ビル 4F

TEL03-5261-4031 FAX03-5261-4032



出張調査研修報告書

令和 6 年 9 月 30 日

市 議 会 議 長 様

会 派 名 無会派

出張者氏名 立花 俊治

印

印

印

印

下記のとおり報告します。

日 程 令和 6 年 8 月 19 日 (月)

視 察 先 夏の自治体議員 研修セミナー (zoomにて参加)

視察 (調査) 事項

都市計画のキーワード「公共の福祉」を問い直す。

「市民の力で都市計画を立て直そう」「みんなで自治をつくろう」

一真剣な学びを探求しましょう。

復命事項 (所見及び感想)

別添のとおり

出張に伴う経費の精算

前 渡 金 額 5,000 円

精 算 額 5,000 円 過 不 足 額 0 円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

復 命 書

2024年9月20日

立花俊治

夏の自治体議員研修セミナーにZOOMに参加しましたので下記の通り復命します。

記

- 1 日時 2024年8月19(月)
- 2 場所 現地は東京都江東区文化センター3階・大研修室
- 3 内容 夏の自治体議員研修セミナー
- 4 主催 NPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議
- 5 内容
 - ① 記念講演 公共の福祉から読み解く都市計画
講師 波多野憲男 四日市大学環境情報学部元教授
 - ② 講義 再開発、区画整理、都市計画—10の事例から学ぶ—企業が喰い荒らし放題
講師 遠藤哲人 NPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議事務局長

記念講演 波多野憲男 公共の福祉から読み解く都市計画

1 はじめに

講師自己紹介と都市計画法制度の経緯と現状

プロフィール

84才、東京都立大学建築工学科都市計画研究室元助手 四日市大学環境情報学部元教授。

行政法の都市計画法は1919年(大正8年)に制定され、土地区画整理事業として公共事業の名のもとに強制的に国の街づくりが進められた。反対運動が全国各地で展開され、区画整理対策全国連絡会議が結成される。現在の都市計画法は1968年(昭和43年)に改正されている。めざせ、住民主権のまちづくりを標語に都市計画法制度の現状と課題について述べる。

2 なぜ公共の福祉(公共の福祉に反しない限り土地利用の自由に制限をかけ

ることができるとは)

(1) 都市計画の始まりと公共の介入

公共の福祉と都市計画の関係では憲法 29 条の財産権の保障が関連している。

歴史を振り返ると、1789 年のフランス革命 (1789 年 7 月 14 日のバスティーユ牢獄襲撃事件に始まってから 1799 年の間に行われた、フランス絶対王政が倒され「封建制廃止」「人権宣言による万民の平等」などが謳われた)における「人権宣言」に始まっている。

人権の一つに「財産権」がある。具体的には財産の使用・収益・処分という経済活動の自由を保障する資本主義体制の核心部分。

産業革命で農村から都市への人口移動が起こり、対応策としての都市計画が始まっている。

財産権は地主・産業資本家・投資家のものでエンゲルスが 1845 年にイギリスにおける労働者階級の状態に詳しく記述されている。(穴ぐら居住生活)

対策として公衆衛生法が制定され、都市計画事業に公共が介入してゆく。ナポレオン三世のパリ大改造があげられる。

(2) 日本国憲法の財産権の保障と都市計画における公共の福祉について

- ① 1889 年大日本国憲法 (明治憲法) では「朕は我が臣民の権利及び財産の安全を貴重し及びこれを保護しこの憲法及び法律の範囲内においてその享有を完全ならしむるべきことを宣言する。」

第 27 条で財産権の保障をうたっている。

② 1919 年の旧都市計画法

第 1 条 本法において都市計画と称するは交通・衛生・保安・防空・経済等に関し永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進するための重要施設の計画にして市又は主務大臣の指定する町村の区域内において又はその区域外に互り施行すべきものをいう。

③ 日本国憲法 29 条 財産権の保障とは

財産権はこれを侵してはならない。

財産権の内容は公共の福祉に適合するように法律でこれを定める。

私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

④ 1968 年都市計画法

第 1 条 この法律は都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第 2 条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適切な制限の下に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

⑤ 都市計画決定及び執行権限

1919 年法第 3 条

都市計画、都市計画事業及び毎年執行すべき都市計画事業は都市計画委員会の議を経て主務大臣これを決定し内閣の認可を得るべし。

第 5 条

都市計画事業は勅令の定る所により行政庁これを執行す。

都市計画委員会は内務省に設置される内務大臣が会長となる都市計画中央委員会と府県ごとに設置される知事が会長を務める都市計画地方委員会（東京地方委員会は内務省に）があった。地方委員会事務局の委員会の職員は内務省の天皇に任命される官吏。明治憲法の地方制度（府県制、市町村制）下、府県、市町村は中央政府の都市計画を下請する末端組織。

⑥ 日本国憲法下の旧法

憲法は第 8 章地方自治を設けて地方公共団体の「団体自治」と「住民自治」を保障し、戦前の内務省を解体。自治省・建設省が作られた。1947 年に地方自治法が成立。

都市計画を定めるものは、1968 年当初は「都道府県知事と市町村」だったが現在は「都道府県と市町村」の自治事務となっている。

都市計画決定にあたって第 16 条の公聴会の開催と第 17 条の都市計画案の縦覧、意見書の規定が設けられ都市計画法に初めて「住民参加」制度が導入。

⑦ 1968 年法によって何が変わったか

明治憲法下では都市計画権限は天皇。

日本国憲法下では都道府県知事と市町村に移譲され、1999 年の地方分権一括法で都道府県と市町村の自治事務になっている。

どちらも財産権、土地と建物の所有と利用について公共介入を認めているが、1919 年法は天皇が統治する国家の為、1968 年法は「公共の福祉」の為。

⑧ 「公共の福祉」による「土地利用の自由」の制約について

現憲法の 3 原則とは、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義。

25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」を定め、「人間らしい生活」の享有を保障する「福祉国家型憲法」となっている。

1968 年都市計画法の第 1 条には「公共の福祉の増進を図る」第 2 条に「健康で文化的な都市生活」の確保を掲げている。

また、憲法第 11 条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と不可侵性をうたっている。

しかし、12 条で公共の福祉に反しない限りともしている。

都市計画が公共の福祉かどうか問われるところ。

⑨ 国民の自由権とは憲法でどのように位置づけられているか

- ・精神的自由権 憲法第 19 条：思想良心の自由
憲法第 20 条：信教の自由
憲法第 21 条：表現の自由
憲法第 23 条：学問の自由
- ・経済的自由権 憲法第 22 条：居住、移転、職業選択の自由
憲法第 29 条：財産権の保障

3 「公共の福祉」に適合した「計画」について

(1) 1968 年法制定の背景

1945 年、戦後復興のために戦災復興院が設置され、1946 年戦災復興特別都市計画法が公布され、115 都市が戦災都市に指定され耕地整理法を準用して戦災復興土地区画整理事業が行われる。東京・大阪・名古屋など県庁所在地が格子状の道路整備が国家事業として行われた。

1956 年首都圏整備法、1960 年「所得倍增計画」、1962 年全国総合開発計画、1963 年近畿圏整備法、1966 年中部圏開発整備法で中央政府が都市計画

権限を持って推進した。

経済優先の都市計画の強行で公害と過密・過疎が発生。1965 年飛鳥田一雄横浜市長、1967 年美濃部亮吉東京都知事、1971 年黒田、三大阪府知事が誕生。修正方針として、1972 年田中角栄による日本列島改造論へと政策転換。

(2) こうした歴史的経緯の中で 1968 年法改正が行われる。

中身は

- ① 中央政府の都市計画権限が都道府県知事及び市町村に移譲。
- ② 都市計画決定に住民参加の規定が設けられる。
- ③ 都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する土地利用計画と宅地開発許可制度が創設。

(3) ③についての 3 段階の土地利用規制

1919 年の都市計画法では「土地利用」という概念はなく、道路、公園、河川といった具合で、「市街地建築物法」で処理されていて、用途地域区分も住居・商業・準工業・工業地域の 4 区分だけで建築確認による「公共介入」だった。そのために民間の宅地開発規制システムがなく、無秩序な市街拡大が進んだ。1968 年都市計画法で「計画無きところ開発無し」。

- ① 第 1 段階として市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分制度導入。当初は人口 10 万人以上の地域で、2000 年に全域になり、現在は未線引き区域はない。1968 年都市計画法に農林漁業との健全な調和という文言が導入され市街化調整区域が設けられて背景には農林業的地域の保全もあった。
- ② 第 2 段階として旧法では 4 段階だった用途地域を 1970 年に都市計画法、建築基準法が改正されて第 1 種・第 2 種中高層住宅地域など 8 種類の用途地域区分を行い、さらに 1992 年に 12 種類、2018 年には 13 種類になっている。
- ③ 1980 年法改正で第 3 段階としてドイツの「地区詳細計画」を模して「地区計画」が導入されたが規制緩和政策に舵がとられて再開発地区計画は再開発等促進区へと変貌している。

(4) 規制緩和と土地の高度利用

世界経済が相対的過剰生産恐慌を迎える中でサッチャーやレーガンにもてはやされた今まで公共事業として行われていた事業を民間で行うことで

生き残りを狙った新自由主義路線が世界を席卷。日本では1981年に就任した中曽根康弘首相によって日本版新自由主義路線の小さな政府論をかかげて3公社5現業の民営化が進められる。都市計画では1983年「規制の緩和等による都市開発の促進方針」が建設省から打ち出されて市街化再開発事業が進んでいるのが現状。

具体的な高度利用として容積率があげられます。土地の面積に対する建物の総床面積です。建築の建蔽率・高さ制限もある。最近では都市再開発で都市計画法第9条18項を使った高度利用地区・都市再生特別地区などとして商業地域では1300%など大手デベロッパーによって公共の福祉が強い経済活動により都市計画の公共介入を弱にした再開発が進んでいるのが現状。

まとめ

- (1) 2021年日野市北川原問題住民訴訟は都市計画法第16条の参加手続きについて争われ、住民参加が大切であることを示している。
- (2) 都市計画は市町村の基本構想に則さなければならないとなっているがそうっていない。デベロッパーに対抗する規制型地区計画が求められている
- (3) 都市計画法は議会の議決を要するとなっていない。

講義 遠藤哲人 NPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議・事務局長

再開発、区画整理、都市計画—10の事例から学ぶ—企業が喰い荒らし放題—

講師プロフィール

1968年NPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議設立。月刊「区画・再開発通信」発行、全国研究集会開催。筆者は自治体問題研究所事務局在任中の1981年から40年間、連絡会議の事務局に従事。2011年から2020年まで國學院大學兼任講師。

事例① 小田原市城山・扇町で市民から「再開発」について問い合わせ。

今日の再開発は「抜き足差し足忍び足」でやってくる—マスタープラン。

ア 町内会役員会に野村不動産、RIA、市役所職員同席。市街地再開発事業についての資料配布。市役所に聞くと民間が行っていることだから聞かれても回答できないという。

イ 普通の市民になじみのない言葉

- ・市街地再開発事業
- ・都市計画マスタープラン
- ・線引き見直し
- ・1号市街地とは

ウ 同じような動きは船橋市海老川上流区画整理でも線引き見直し。

秦野市戸川区画整理でも線引き見直しが行われている。

エ 民間がやっていることだから市が答えられないのは本当か

オ 市民の疑問に答えると

- ・市街地開発事業とは、敷地を共同化して、高度利用、公共施設用地を生み出す。
- ・従前の権利者の権利は等価で新しい再開発ビルの床に権利床として置き換えられる。
- ・高度利用で新しく生み出された保留床を処分して事業費に充てるとなっている。

以上は表向きの説明で、

実際は、体の良い地上げ

- ・再開発前の地権者の権利は再開発ビル内に移される（権利変換、権利床）
- ・空いた土地を施行者が取得、（公示価格で評価され権利床を権利変換で確

保されるが)、施行者はできるだけ大きなビルを建てる。

- ・施行者はデベロッパーに原価で安く保留床を渡す。デベロッパーは安く仕入れたビルの床を3~5割増しで売り払う。ゼネコンはビル建設費で儲ける。

都市計画の5つのキーワードとは

① マスタープラン

小田原市で問題になったのは都市計画法第18条の2「都市計画マスタープラン」と都市計画法第7条の2「都市再開発方針」の中の都市計画法第2条の31号市街地、2号地区のこと。1号市街地計画的な再開発を進める市街地。2号地とはとくに一体的に再開発を促進する地区。

② 土地利用規制とは

地域地区、用途地域、生活緑地帯、土地の使い方を色で規制。

③ 都市施設整備

道路、鉄道、公園、下水道、ごみ焼却施設、火葬場など公共による基本的なインフラ整備。買収方式。

④ 市街地開発事業

土地区画整理事業、市街地再開発事業など面の整備。

権利を買わずに動かす事例は少ないが、第二種市街地再開発事業は権利を買い取って代替の権利床を渡す。

⑤ 地区計画

ミニ都市計画で一般より規制を厳しく、あるいは緩くする都市計画。「再開発促進区」(2号地区)とは異なる。

事例② 水戸市泉町一丁目北 真の「公共の福祉」の実現なのか、安易な巨大開発ビルの穴埋めなのか — 公共公益施設をどう考える

ア 当初は計画になかったのだが、再開発で生み出されたビル床供給を満たす床需要が得られずに漂流。従前の権利者を一掃。戦前から営業の老舗はやむなく転出。公共公益施設を地方自治法第2条14「最小経費原則」に沿っていない点で住民訴訟が起こされ東京高裁で審理中。日経新聞が需要なき官製都

市として追及記事を掲載。

イ ここに出てくる「公共公益施設」とは、都市再開発法で「公共施設」の定義は厳密。道路、公園、ビル内にいる官公庁の床、市民ホールや図書館、区庁舎などは法的な「公共施設ではなく、「公益施設」と呼ばれている。

ウ 共通事例

福島駅東口、三島駅南口東、葛飾区立石駅北口、豊島区南池袋二丁目 A、さいたま市大門二丁目、川口市川口駅東、などなど。

エ 再開発における公益施設問題

- ① 本当に市民の要望、要求実現か。
- ② 情報公開でみんなで決めたか。
- ③ 計画的に決めたか。
- ④ ほかの行政施策より優先されるべきものか。
- ⑤ 環境にも十分配慮されているか。

事例③ 取手市取手駅西口 真の「公共の福祉」の実現なのか、安易な巨大再開発ビルの穴埋めなのか 突然、「広報とりで」に図書館を駅前に移転させる構想発表。

ア 駅前図書館の是非は一概には言えない、東京都内などでは期待が大きい、取手市の図書館関係者の期待は「分散型図書館」だったので、何故、突然駅前図書館なのかという疑問が広がった。何故なら、取手市は駅前図書館を目的に再開発計画を組み立ててはいなかった。A 街区事業計画でも再開発ビルのスケールの検討、事業採算の検討がされているが「公共公益施設整備」として一定の床を買い取ることを検討していた。ビルのスケールが先にありきであった。

対面のデッキでつなぐ予定ビルには風営法上のパチンコ店が営業していた。そんなところに図書館を立地させる有意性はあるのだろうか。

この事例でもう一つの注目点は、区画整理の基盤の上に再開発が組み立てられていることです。従前の建物撤去費用や移転補償は公共団体施行の区画整理側が負担。総事業費 214 億円の半分は補償費。地権者は 21 人いたが再開発事業に参加したのは 8 人。再開発前の敷地面積に対する権利床面積という権利変換率が低下してしまうことが理由といわれている。区画整理の換地で得た土地資産は 50 年後には大半を失うことになってしまう。

イ ここに出てくる言葉

- ・再開発の事業推進計画
- ・基本計画
- ・中断移転補償
- ・土地区画整理事業

区画整理とは、土地の権利を平面的に動かす。移転先の造成ができていないとその間、施行者は補償しなければならないようになっている。

ウ 似た事例・参考事例

再開発都市計画決定以前に作成される事業推進計画、基本計画、以前は自治体が作成することが多かったが、今はデベロッパーが作成。市民の情報公開請求が届きにくい。都市計画決定権者の自治体がこれらをしっかり把握し市民に公開することが責務である。

具体的にはどのような作業が行われるか 東京都市街地再開発しどうマニュアルから

▼ 大成建設は見せなかった

- ① 基本計画作成段階では発起人・研究会・準備会が推進されて基本計画策定が行われる。

■ 現況調査としては、人口、世帯数、事業者。土地の所有関係、土地の所在、地番、地目と共に、その土地を特定するための地積、価格

■ 施設需要予測として、商業、業務、住宅予測、公共施設の要望。

● 施設計画として、既存都市計画変更案、公共施設計画、敷地建築物計画、敷地整備計画、住宅建設目標

● 概略の事業費・資金計画。

● 概略の施工程序

● 概略の権利変更計画

表・裏地所有借地の平均で従前評価、用途別従後評価、モデル権利変換

② 準備組合

■ 準備組合を作る段階でさらに現状調査
物件調査や権利調査、居住・営業調査

■ 経営管理運営計画

経営管理の考え方、商業活動調査、ビルの管理運営

■ 事業計画素案 基本計画の修正と具体化

● 施設計画（基本設計案）

● 事業費算定 補償基準案策定

- 資金計画 保留床処分計画、補助金・管理者負担金算定、借入金調達計画、自己負担金の検討
- 施行プログラム 工区、工期、仮設計画
- 権利変換計画素案
 - 権利変換素案
 - 従前・従後の権利評価
 - 権利変更基準案の作成
 - 各人の概略の権利変換
- 零細権利者対策
- ③ 都市計画決定段階
 - 自治体が国に提出する予算要望書にあたるものとして
 - 関係機関調整（都市計画基本計画案）
 - 都市計画のコンテンツ
 - ・組織図・計画書・計画図（区域、公共施設の配置、街区配置、建築物の高さ、壁面）

▼ 三井不動産 中央区八重洲二丁目中

2012 年協議会 従前資産・新ビル資産 2013 年準備会 事業計画案 モデル権利変換 個別権利変換 2017 年都市計画決定 2021 年本組合設立 事業計画決定 2023 年権利変更計画

▼ 東急 渋谷区宮益坂

- ① 敷地面積 1 万 100 m²（京間） 2. 1 畳 = 1.548 m²（江戸間） 京間
- ② 延べ床面積 15 万床m²
- ③ 再開発事業費 1150 億円
- ④ 従前地価 920 億円 87.6%
- ⑤ 従前建物 130 億円 12.4%

平均床原価 146.66 万円/床m² 権利変換資産 1050 億円

↓

補助金 50 億円 権利床 71591 床m² 1050 億円

保留床 78409 床m² 1150 億円

総資産原価 2200 億円

▼ 森ビル 六本木 6 丁目 虎ノ門麻布大白金

事例④ 狙われるインター周辺 「噂の東京マガジン」で取り上げられた秦野市戸川の事例 ついに事業化 復命割愛

事例⑤ 調整区域崩しの地区計画 柏市での事例

稼げる投資 データーセンター進出 協議記録に見る「業者・市」合作の地区計画提案 市はそれに合わせてガイドラインづくり 高さを31メートルまで認めるかなど

ア 高さ10Mに規制されている第1種低層住宅専用地域に囲まれた地域。その真ん中の調整区域で31M10階建て大きなデパートにデータセンター4棟の出現。投資家に合わせたガイドライン、基準作り、業者と市で13回の協議を重ねて業者側の地区計画の提案を作成。周辺住民の意見を聞く手続きなし。即、国のひな型のまま都市計画決定。都市計画法43条、民間建築確認を経て工事着工。現在騒音・振動に悩まされている人たちが業者と市を相手取って交渉中。

イ ここに出てくる言葉 調整区域 地区計画制度の改正 ガイドライン

ウ 似た事例多数 調整区域崩しに地区計画が各地で使われてデータセンター・倉庫が進出。納得しない利権者がいるところでは土地区画整理事業で権利を動かしている。

事例⑦ 都心部の公共公益施設再編 学校統廃合は開発適地づくりの側面を持っている。

ア 南池袋2丁目A、柏駅西口、田町駅東口、中央区八重洲北、阿佐ヶ谷駅北東など駅周辺のまとまった土地は不動産業者の開発適地。公共公益私鉄としてどのようにうまくやるかがコンサルタントの腕の見せ所。

イ 関西でいえば、枚方市駅周辺は区画整理で平面的に動かした事例。

事例⑧ 立地適正化計画

ア 三島市では、「ウェルネスシティ」をキャッチフレーズに22億円を余分に投資。その理由、立地適正化計画に位置付けられた都市機能誘導施設、「健康・医療・子育て機能の拠点」導入だったが、施設面積は僅か3%で大半はマンション床と商業床とパーキングだった。せいぜい2~3割が普通だが、だれもが補助金43%に目を見張った。補助金を押し上げたのは立地適正

化として地域活性化プロジェクトと医療子育て中心拠点区域。

- イ 立地適正化計画とは都市再生特別措置法 82 条、都市計画法 18 条の 2 に位置づけられた。2014 年法改正。

事例⑨ 川崎市登戸 一体的施行

- ア 土地区画整理事業をベースに市街地再開発事業を組み立てたもの。

区画整理事業でとばっちりを受けたある飲食店

15 年前、仮換地指定で従前のお店を明け渡し、15 年間仮店舗で営業。元に戻った矢先、デベロッパーが乗り出してきて再開発準備組合を立ち上げる。当該地区で再開発の都市計画決定、換地計画決定、仮換地指定の変更、特定仮換地に。再開発ビルの床以外に行き場を失う。川崎市は遠いところに換地変更案を用意、結局廃業に追い込まれる。和光市駅北再開発にも同じ内容の事例がある。区画整理の最終盤にデベロッパーが乗り出してきて、地区外かタワマンしか行けなかった。特徴は移転補償、休業補償を公共が持ってそのうえで再開発が持ち込まれている。

- イ ここに出てくる言葉

中断移転補償 一体的施行 再開発の都市計画決定 換地計画 仮換地変更

事例⑩ 鎌倉市深沢一世にも不思議な JR 跡地資産活用の区画整理

- ア 藤沢都市計画事業及び鎌倉都市計画事業 村岡・深沢地区土地区画整理事業が始まった。両市と県が負担して新しい駅をつくることになった。藤沢市 37 億円、鎌倉市 37 億円 400 メートルも離れた負担を藤沢市が支払うかどうか。施行者は UR 都市再生機構。

- イ 類似事例 北区田端、熊本市植木町 江戸川区上篠崎一丁目北部
- ウ 「飛び施行地区」

事例⑪ 地区計画の原案策定は大丈夫か

東京都「再開発等促進区を定める地区計画原案作成条例」や各地の「地区計画原案作成条例」は市民の意見聴取をしないでよいのか

- ア 明治神宮再開発の手続きが都民の意見を聞かずに事業者・地権者・東京都だけで再開発等促進区の決定、個人施行再開発による事業化が図られている。都民の憩いと緑の広場が木々の伐採で問題になっている。

この計画でキーワードは「再開発等促進区を定める地区計画」。大幅に容積率を緩和して企業活動を自由にする規制緩和型地区計画となっている。

都市計画法第16条には公聴会を開くことができるとあるが、地区計画を作成すればスルーできる仕組み。この地区計画には地権者からは意見聴取となっている。

一方、練馬区まちづくり条例は一步進んでいる。都市計画法17条の2項に区長が規制緩和型の地区計画原案を決定しようとする場合は住民・利害関係者は区長に意見が出せるとしている。

最近の再開発事業の特徴

デベロッパーとは、英語で「developer、開発者」の意味。日本では、土地や街を開発すること主業としている不動産会社のこと。デベロッパーが行う事業は多岐にわたり、たとえば次のような事業。1. 街の再開発事業 2. リゾート開発 3. 大型商業ビルの開発 4. 大規模場な宅地造成（戸建て街の形成） 5. マンション開発。

このデベロッパーが「再開発の骨格」を検討し準備段階で地域に入込み、起業。

大きな収益事業を計画し、「準備組合」を設立。行政に働きかけ、都市計画決定をさせて事業を展開。

地上げは金とおどしとネゴシエーションで大変な仕事だったが、都市計画決定をさせれば強制執行権を確保でき公権力で「地上げ」ができるシナリオ。

具体的には、「事業推進計画」「基本計画」をもって「市街地再開発準備組合」を結成させる。任意団体であるが、行政のお墨付きを受けて地元の名士を組織して事業協力者として登場。理事長や理事は祭り上げられてデベロッパーの協力者にさせられる。デベロッパーは容積率を大きく確保して補助金を増やす。

「床の原価」を落とさせる。都市再開発法第108条の競争入札を避けて権利変換計画で大量の床を取得している。

考察

今回の研修は目からうろこの感があった。人から聞きかじりだが、加古川町の廉売市場がマンションになっているがあの事例でもこのような工程があったのだろうか？今、加古川駅周辺再整備計画が進められているが事例①のRIAが小田原市で行ってきたものを加古川でも計画してくるに違いない。地元の名士とは49名の地権者と加古川市。地方都市の玄関としての加古川駅周辺の活性化

を願う地元の名士の要望を図書館や市民会館を入れて都市計画決定させて容積率を大幅に膨らませて補助金を獲得して保留床を売りぬいていくことになる予測できる。

代 表 者	経理責任者

支 払 伝 票			経理番号
			3
会 派 名	無 会 派	年 度	令和 6 年度
項 目	資料購入費	金 額	2,000 円
内 容	生活保護活用マニュアル購入		
支 払 先	生活保護問題全国会議 小久保 啓郎	支払年月日	2024 年 8 月 23 日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

領 収 書

加州市議員
立花 俊治 様

2024 年 8 月 23 日

弁護士 小久保 啓郎
〒530-0047 大阪市北区西天満3-1
西天満パークビル3号館7階
tel 06(6363)3310 fax 06(6363)3320
登録番号 T9810282015880

領収金額 ￥2,000 -

但し、下記書籍の代金として

書籍名	数量	単価	金額
必携 法律家・支援者のための生活保護活用マニュアル 2024年改訂版	1 冊	¥2,000	¥2,000
合計金額			¥2,000

必携

法律家・支援者のための

生活保護活用マニュアル

2024年改訂版

編著・発行 生活保護問題対策全国会議

5年ぶりにQ&Aを 大幅改訂した決定版！

- ☆「自動車の保有・借用」「海外渡航と生活保護」
などQ&Aを多数新設！
- ☆扶養照会や大学等への進学、78条（不正受給）
と63条返還に関するQ&Aなどを大幅改訂！
- ☆「自動車保有」や「扶養照会」に関する申出書
式を掲載！



9784863770898



1920036018185

ISBN978-4-86377-089-8
C0036 ¥1818E

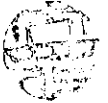
定価(本体1818円+税)
耕文社

必勝 法律家・支援者のための

生活保護活用マニュアル

法律家・支援者のための生活保護活用マニュアル

2024年改訂版

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号	
				4	
会 派 名	無会派	年 度	令和 6 年度		
項 目	研修費	金 額	1 8 1 6 0 円		
内 容	第15回生活保護問題議員研修会				
支 払 先	生活保護問題対策全国会議 全国公的扶助研究会他	支払年月日	令和6 年 8 月 23 日		
備 考	領収証 18,500円 のうち、負担金 15,000円のみを政務活動費として請求。				
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）					

領収証

2024年8月19日

加古川市議会議員

立花俊治

様

以下のとおり、領収いたしました。

¥18,500

但し、第15回生活保護問題議員研修会について

■ 研修参加費として（資料代を含む）

57

生活保護問題対策全国会議

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階

あかり法律事務所内

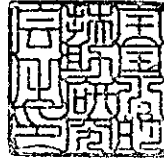
代表幹事 尾藤廣喜



全国公的扶助研究会

東京都文京区白山1-13-7 アクア白山ビル5階

会長 吉永純



（研修会事務局）

〒530-0047大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎

電話 06-6363-3310/seihokaigi@gmail.co.jp

出張調査届

2024 年 7 月 30 日

市 議 会 議 長 様

会派名 無会派

代表者 立花 俊治



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名 立花 俊治

調査と氏名及び調査内容

第15回生活保護問題議員研修会「地域から変える 生活保護をあたりまえの権利に」、
場所：大阪市中央区谷町7丁目4-15 大阪府社会福祉会館5階501号ホール
8月23日（金）10：00～11：00 一部の逆流を乗り越え、生活保護をあたりまえの権利に！
11：00～11：30 群馬県桐生市調査団活動にとりくんで
11：30～12：00 生活保護世帯の大学生等に対する給付型奨学金の創設について
13：00～14：30 生活困窮者支援の現場から
14：40～16：30 明日からできる、ここまでできる。議員活動最前線

出張期間 令和 6 年 8 月 23 日（金）

旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 (単価 円 日分)	円	加古川駅
	鉄 道 賃 (1,580円 × 2)	3,160円	大阪駅 (JR)
	急行料金 ()	円	東梅田駅 (徒歩)
	航 空 賃 ()	円	谷町六丁目駅 (地下鉄)
	車 賃 ()	円	大阪府社会福祉会館 (徒歩)
	船 賃 ()	円	谷町六丁目駅 (地下鉄)
	出席者負担金 (参加費)	15,000円	東梅田駅 (徒歩)
	そ の 他 ()	円	大阪駅 (JR)
	合 計	18,160円	加古川駅

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

復 命 書

2024年9月20日

立花俊治

生活保護問題議員研修会に参加してきましたので下記の通り復命します。

記

- 1 日時 2024年8月23（金）10:00～16:30
- 2 場所 大阪市内 大阪府社会福祉会館5階
- 3 内容 第15回生活保護問題議員研修会
スローガン
「地域から変える 生活保護をあたりまえの権利に」
- 4 主催 生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会
- 5 内容

記念講演 吉永 純 花園大学 教授

一部の逆流を乗り越え 生活保護をあたりまえの権利に

はじめに

プロフィール

花園大学社会福祉学部教授（公的扶助論）、全国公的扶助研究会会長、日本社会保障法学会理事。1979年京都大学法学部卒業、2010年京都府立大学大学院博士後期課程修了、博士（福祉社会学）。1982年京都市役所に入り福祉事務所を中心に、生活保護ケースワーカー（12年半従事）をはじめ生活保護事務、生活保護監査、ホームレス支援などに携わる。2006年花園大学社会福祉学部助教授を経て2008年から現職。

I 生活保護と地方議員の役割

■ 国の悪政から住民の命とくらしを守ること

- 1 生活保護は国、自治体による根強い制限的運用が行われている。限界はあるが最大限活用させるために働くこと。

2 2つの側面

- (1) 議会質問、住民運動、専門家と連携して民主的な生活保護行政を実現するために頑張る。

- ・「1日1000円に分割して満額を支給しない」「預かった他人の印鑑を書類へ無断押印のような桐生市の違法行為の是正。
- ・足立区では生活保護申請者に対して厳しい対応をすることで、申請を抑制する政策がとられていた。実際には生活保護の要件を満たしているのに福祉事務所の窓口対応の不親切さに起因しています。また、特定のケースにおいて、住まいがない人が生活保護を申請し、すぐに却下される事例が記録されています。こうした水際作戦を指摘して是正させる。
- ・大東市では裁判して勝利？
- ・奈良県内で生活保護のしおりの改善。
- ・扶養照会の縮小。
- ・世田谷区では単費で大学生の学費支援

- (2) 住民の生活保護申請の同行支援。議員は生活保護の運用に強くなる必要がある。

II 日本の貧困と生活保護

物価高騰・社会保障料増～市民生活は限界。2023年度消費者物価指数は2.8%。生鮮食品を除くと7.5%上昇。東京都庁の下700人が食品求めて集まっている。困窮者が増えている。一方、トヨタは純利益4.9兆円。最賃50円アップしても1800時間働いても190万円。

相対的貧困率15.4%。6.5人に一人。1932万人。生活保護利用者は204万人。貧困者の10.6%。一人親の貧困率は44.5%。子どもの貧困率は11.5%。

最近の生活保護利用者は15万人減っている。

- ・生活保護世帯159万。

- ・貯金1カ月未満367万。
- ・最低生活以下703万。
- ・全世帯数4995万。
- ・低所得世帯14.1% ・保護率3.2% ・捕捉率22.6%

世界の生活保護の比較はページ7の上段の表参照。

Ⅲ 貧困なのになぜ生活保護の利用が増えずに減るのか

- 1 国の生活保護抑制政策
- 2 資産保有の厳しい制限
- 3 生活保護基準の引き下げ
- 4 扶養照会
- 5 水際作戦
- 6 バッシング タレントの母が受けていた
- 7 スティグマ

- 生活保護母子世帯の急減 2012年11.4% 2022年6.8% 2024年3月3.8%
- 気候変動で夏季加算 産業革命後127年で最高

Ⅳ 二極化する自治体

- 違法な方法で市民を生活保護から遠ざける
 - ① 桐生市の例 今日報告
 - ② 愛知県安城市 外国人ホームレス対象外に
 - ③ 京都府亀岡市 5年で2割減 生活保護申請時議員の同行拒否 是正
 - ④ 奈良県香芝市 同行拒否疑義を呈した市議が「陳謝」処分になった
裁判闘争で是正 今日報告
 - ⑤ 三重県鈴鹿市 自動車保持問題 障がい者が買い物に使ったとして保護
停止 令和6年3月21日 津地裁勝訴
 - ⑥ 大阪府八尾市 保護利用中の母と同居の非保護の子どもが餓死
 - ⑦ 大阪府大東市 未連絡理由の保護廃止 裁判で勝訴
 - ⑧ 奈良県生駒市 77歳老親へ50代の子の引き取り強要 半年保護せず
扶養照会運用改善しなかったのが国家賠償訴訟を起こして
令和6年5月30日なら地裁勝訴

■ 多くの改善例

- ① 神奈川県小田原市 ジャンパー事件から生活保護のしおり等改善
- ② 東京都国立市 不適切な事務処理を契機に利用者アンケートを実施して生活保護のしおり改善 申請書のダウンロード
- ③ 東京都足立区 扶養照会激減
- ④ 東京都世田谷区 本日報告 学費50万円応援
- ⑤ 京都府京丹後市 生活保護の案内ビラ2回全戸配布

■ 自治体発行 生活保護のしおりとは

- ① 自治体が生活困窮者に生活保護を説明し市民と生活保護を結びつける「架け橋」、「ファーストコンタクト」
- ② 奈良県でしおりの点検実施
- ③ 効果
 - ・しおり改善 10/14
 - ・高校生のアルバイト控除
 - ・居住者不動産原則可
 - ・バイクの保有可
 - ・就業支援や職業訓練
 - ・扶養照会拒否認める

■ 二極化の分かれ目

- ① 生活保護への姿勢 利用者目線
- ② 呼称を受給者から利用者
- ③ 利用者アンケートの実施
- ④ 生活保護のしおり改善
- ⑤ 扶養照会で国の通知を守る
- ⑥ 制度の最大活用
- ⑦ 80の体厳守
- ⑧ 社会福祉士の増員
- ⑨ 女性ケースワーカーの増員

■ 自治体チェック

- ① 違法行為
- ② 市民団体・弁護士・研究者の調査団結成
- ③ 基本データの調査
 - ・ 保護人員数と保護率
 - ・ 世帯数の推移
 - ・ 生活保護財政の状況 削減を目標にしていないか
 - ・ ケースワーカー一人当たりの担当ケース数
 - ・ ケースワーカーの男女比
 - ・ 生活保護行政の実施方針
 - ・ 公開質問 要望書作成 第3者委員会設置
 - ・ 現地調査 担当者面談
 - ・ 調査結果に基づきマスコミに周知
 - ・ 監督機関に指導要請する
 - ・ 国家賠償訴訟法 刑事告発を検討する

V 生活保護裁判

- ① 生活保護基準 18勝14敗
- ② 外国人の生活保護 令和6年1月16日 千葉地裁
- ③ 大学生 専門学校生対策 令和4年10月 熊本地裁 福岡高裁上告
- ④ 自動車保有
- ⑤ 不要と生活保護 令和6年5月30日 奈良地裁

29 都道府県で1000人を超える原告が立ち上がっている

■ いのちのとりで裁判の意義 そのむつかしさ

- ① 1960年の朝日さんの朝日訴訟や個別事案では影響範囲は一人で相手は福祉事務所長。
- ② 勝訴しても最大200万円まで、慰謝料に至っては10万円。
- ③ ところが国との闘いでは被告は厚生労働大臣で国の基本政策を問うことになり基準そのものが具体的でなくわかりにくい。
- ④ しかし、影響範囲は生活保護利用者全員で額は億単位。

■ 2023年11月30日名古屋高裁判決とは

2023年11月30日午後3時、名古屋高等裁判所民事第2部（長谷川恭弘裁判

長)は、愛知県内の生活保護利用者 13 名が国と自治体を被告として提起した裁判で、原告らの請求を棄却した第 1 審・名古屋地裁判決を取消し、原告側の「逆転完全勝訴」判決を言い渡しました。

生活保護基準は、個人住民税の非課税基準、国民健康保険料等の減免基準、賃金、社会保障給付水準等の制度に連動しておりその引き下げは広く国民全体の生活水準に影響。

健康で文化的な生活とは、栄養バランスの取れた食事だけではない、これではただ声明が維持できているというに過ぎず、精神的な対人関係を保つことも必要。

VI 生活保護法から生活保障法へ

くしくも健康を害したり、難病にかかったり、働いて生活費を稼げない国民に対して、保護するという視点ではなく、生活支援をすることが当たり前という考えに改革することが大切。そして、もうその取り組みは始まっている。裁判によって是正を迫る取り組みが。

生活保護をあたりまえの権利にするために生存権を守る最前線で活動する地方議員に頑張ってほしい。

特別報告 1 反貧困ネットワークぐんま 町田茂さん

桐生市では生活保護申請に同席させてもらえない、保護費を月額でもらえない、ハローワークに行った日に1日1000円を支給、保護係職員から恫喝されているという相談が反貧困ネットワークぐんまに寄せられた。「税金で飯食ってる自覚があるか」「生活保護の分際であらうに」……

群馬県桐生市調査団の内容についての報告。

- ① 2011年から2022年の10年で保護費総額が19億から8億に保護費が45%に減少。桐生市は高齢化率の高さ、自然現象だと回答。
- ② 福祉施設の職員が扶養する旨の書類＝扶養届を代筆捏造をして扶養されているからとの理由で却下されていることが判明。
- ③ 全国平均の保護開始率は87.6%だが桐生市は47.6%。
- ④ 却下率、全国平均7.5%、桐生市は47.6%。
- ⑤ 取り下げ率、全国平均4.6%、桐生市は9.1%。
- ⑥ 保護係で印鑑1948本保管。取り下げ・辞退届の偽造疑い。
- ⑦ 市役所の人に来て保護を取り下げるようサインしろと言われた。
- ⑧ 他市の施設に入居させて保護打ち切り。
- ⑨ 保護費の分割支給。
- ⑩ ハローワークへ毎日行くように指導。
- ⑪ 家計簿提出強要。
- ⑫ 金銭管理団体に保護費の管理を委託。
- ⑬ 通院移送費が年2400円。
- ⑭ 警察OB配置が多すぎ。

これらは、桐生市の2005年からの行財政改革に起因。

水際作戦と硫黄島作戦＝生活保護を受けている人をやめさせる、両面で行われていた。

特別報告 2 生活保護世帯から進学する若者のために給付型奨学金 世田谷区子ども若者部家庭課 瀬川卓良課長

暗い話が多い生活保護の対策で、明るい話題を提供します。

世田谷区は子どもの貧困がひどい。小学生11.7%、中学生13.9%。貧困対策計画を練る。

- ① 生活困難度を3つの要素で分析
低所得 家計のひっ迫 子どもの体験や所有物の欠如で分析
貧困層 小学生11.7% 中学生13.9%
- ② 対策として3000万円規模で児童養護施設退所者等支援事業 世田谷フェアスタート
- ③ 生活保護世帯の大学進学率、内閣府のデータは39.9%だが、世田谷は50%。
- ④ 制度設計では大学に進学すると二人親家庭で月額39870円、ひとり親家庭で48240円減額となる。
- ③ 大学授業欠席の理由は病気とアルバイト。
- ④ 世田谷区では給付型奨学金制度を創設。学費上限50万円、教材費、パソコン、通学交通費。

記念講演 一般社団法人つくろい東京ファンド 小林美穂子 さん

プロフィール

小林 みほ子（こばやし みほこ、1968年11月12日 - ）は、幼少期をアメリカで生活。日本のフリーアナウンサー。生島企画室 所属。東京都 港区 出身。青山学院大学 大学院卒業。MBA。来歴。大学卒業後、1991年に 中京テレビ放送 にアナウンサーとして入社。現在は生島企画室に所属し、生活困窮者を支援する一般社団法人「つくろい東京ファンド」のスタッフとして活動しています。特に「カフェ潮の路」のコーディネーターとしても知られている。

1 日本生活保護捕捉率は2割程度。

2 何故低い

- ① 自己責任論 スティグマ
- ② 困窮者支援窓口や社会福祉協議会
- ③ 福祉事務所での水際作戦、不適切・違法な対応
- ④ 制度上のハードル（扶養照会や資産要件、自動車保有など）

3 具体例

- ① 自己責任論 スティグマ
 - ・2012年、芸能人お母親の生活保護利用に端を発した生活保護バッシング。
 - ・片山さつき、生活保護を恥だと思わなくなったことが問題発言。
 - ・ネット上の生活保護差別。
- ② 困窮者支援窓口や社会福祉協議会への誘導
 - ・2015年から始まった生活困窮者自立支援制度。
生活保護一步手前の支援制度。相談窓口が全国に設置される。これが水際作戦に使われている。
 - ・社会福祉協議会による貸付制度
緊急小口資金および総合支援資金。総合支援資金の延長貸付。総合支援資金の再延長貸付。
- ③ 福祉事務所での水際作戦、不適切・違法な対応
 - ・フミダン（ファックス・郵送）を書式が違うから受け付けない。
 - ・カウンターに受付票がない。
 - ・若い人は受け付けられない。

- ・要件を満たしていても困窮者支援窓口へ、社協の貸付へ。
- ・家のない人に、相部屋しかない。
- ・親族に金を借りてアパート設定をして、そこに行かせる。
- ・申請の意思を伝えても話をそらし、相談のみで変えさせる。

④ 制度上のハードル（扶養照会）

- ・民法に書かれている扶養照会は生活保護に優先する条項を利用。
- ・扶養照会当事者の声

親子の縁切れ、知られたくない、兄弟が迎えに来て困った、不仲の親に連絡された、援助すると答えられて却下された、実家に帰ったら親は面倒見てくれず路上生活、両親はなくなっているが京大は別々、嫌だった、知られたら付き合いができなくなる、今の姿を娘に見られたくない、兄弟が4人もいるじゃないか扶養を受けろといわれた、親に心配されたくない、扶養照会があるから申請できないでいる……

制度上のハードル（扶養照会の運用は変わったか）

- ・2021年、厚生労働省が新たな通知。DV・虐待は連絡しない、音信不通20年から10年に、扶養照会不要例示。
- ・2021年3月、生活保護手帳別冊問答集の改定。
- ・扶養義務履行可能者に限る。

扶養照会を止めるための申請書を生活保護問題対策全国会議とつくりと協ファンドで作成。

通知後の変化

- ・朝日新聞の調査 74市区平均41.9%、中野区5.5%が最も低かった、水戸市12.4%、佐賀市78%が最も高かった品川区73%。

それでもやられている扶養照会 2022年の扶養照会の例

- ・老々介護をしていたが難病で親の生活保護申請したが親の扶養を迫られた。
- ・70歳代の母親に扶養照会はやめてほしいといったが聞き入れてもらえない。
- ・親から虐待、親族の資産調査をさせようとう沖縄県。

それでもやられている扶養照会 2023～2024年の扶養照会の例

- ・絶対知られたくないという半年猶予するから就労しろと言われた。
- ・福祉事務所職員から俺よりいい車に乗っている。
- ・援助の見込みがあるかどうかやってみないとわからない。

- ・決まりだから。
- ・疎遠・不仲はあなたの判断。本当に疎遠化スマホ見せてくれ。
- ⑤ 不毛な扶養照会のメリットとは
 - ・困っている人を制度から遠ざける
 - ・家族関係を壊し当事者を孤立させる。
 - ・ただでさえ忙しい福祉事務所の職員の仕事を増やす
 - ・利用者と職員の信頼関係を阻害。
 - ・人件費・役務費のムダ。
 - ・金銭的援助はほぼなし
 - ・水際作戦に有効。

.....

3 桐生市の例

2023 年 11 月、生活保護申請者の毎日ハローワークで求人活動をするのと引き換えに一日 1000 円を支給。

桐生市生活保護法違反事件全国調査団発足。

わかった違法行為

- ① ケースワーカーが多くの印鑑を保持していて他人の印鑑で保護費を受領。
- ② 分割支給 14 名と判明。
- ③ 未支給残金、生活保護課で保管、記録なし。
- ④ 1944 本の印鑑があった。
- ⑤ 恫喝・威嚇・暴言多数。
- ⑥ 警察官 OB を立ち会わせていた。
- ⑦ 民間団体に金銭管理を委託。
- ⑧ 群馬県が特別監査。
 - ・第 3 者の前に内部調査。
 - ・キーパーソン定年退職。
 - ・却下・取り下げ・廃止が異常に多かった。
 - ・生活保護法第 31 条第 2 項に違反して全額支給していなかった。
 - ・地方自治法 235 条第 4 項違反、保護費を市が預かる。
 - ・支給日と異なる日付あり。
 - ・行方不明の親族名で扶養届
 - ・生活保護の申請をして認められなかった利用者の介護施設への各種支払いを減額する境界層却下が 116/124 件もあった。
 - ・不足分？

- ・ 桐生市保護率半減のわけ 申請権の侵害。

4 厚生労働省の見解とは

参議院厚生労働委員会で石橋みちひろ議員追及、国は指導したと答弁。

5 生活保護問題対策全国会議

桐生市生活保護違法事件全国調査団

奈良県の生活保護行政をよくする会

一般社団法人つくろいファンドが連名で厚生労働省に要望書

6 地方議員に望むこと

- ① 保護率、扶養照会率を調べて宣伝。
- ② 事後責任論を克服して困っている人の命と生活守ってほしい。
- ③ 生活保護は権利のポスター作製を議会で要望してほしい。
- ④ 制度運用の監視。

リレー報告

おぐら修平 東京都足立区議会議員

プロフィール 三重出身 尼崎の英知大学卒業 派遣社員 日雇い アルバイト
26歳で東京へ 衆議院秘書 足立区議会議員5期 69万人 3500件以上相談

- ① 扶養照会2275件、~~金銭援助~~ は7件、0.3%。
- ② 生活保護法4条2項、民報に定める扶養義務者の扶養は保護に優先。
- ③ 生活保護のしおりに9割の自治体で改善項目の記載なし。
- ④ 扶養照会しないでほしい申し入れ書作成。
扶養援助の見込みがない理由を番号で記載するよう改善。
- ⑤ 議員に頑張ってもらいたいこと
 - ・ 何軒申請して援助があったか質問してほしい。
 - ・ 扶養照会実施率の調査。
 - ・ 本人の意向により扶養照会しなくてもよいことをしおりに記載しているかチェック。
 - ・ 扶養が期待できない理由を番号等で選択できるようになっているか。

議員

青木恒子 香芝市議会^{議員}における異常な懲罰問題

プロフィール 議員3年目 月1回こども食堂、140名参加 就学援助、生活保護率が低い 奈良県の西橋で大阪のベッタタウン 市内まで22分 大阪への勤務が大部分 人口78417人

問題の中心 生活保護申請に議員同行ノー

議員が市職員に圧力をかけたから 懲罰動議

陳謝文書を議場で読むことを強制された が 拒否

怒りの市民集会開催

脱法的議会運営で出席停止4日間

2024年1月21日大阪地裁勝利

2024年8月28日 大阪高裁で勝利

上村正朗 新潟県村上市議会議員

明日からできる、ここまでできる、議員活動最前線

プロフィール 村上市議 2 期目 新潟県職員として生活保護担当係長 退職後
に社会福祉士としてケースワーカー13 年 にいがた公的扶助研
究会 全国公的扶助研究会

- 1 一般質問で理論的位置づけを確認。
- 2 専門職の配置。
- 3 ケースワーカー、一人当たりの担当の非保護世帯数 80
- 4 エアコン設置や自動車保有。
- 5 各自治体のホームページチェック。
- 6 生活保護は最低生活の保障、人間としての尊厳、福祉事務所は自立支援ま
で責任を取るべし。
- 7 自立支援プロジェクトは釧路市に学ぶべし。

考察

この研修会に参加したのは新潟に続いて 2 回目。

遅々として進んでいない生活保護問題。

1957 年朝日訴訟

2007 年に小田原市で生活保護を打ち切られた男性がカッターナイフで市職員を切り付ける事件、小田原市職員が下記の文字を書いたジャンバーを着て仕事をした事件。

原文[4]

We are "the justice" and must be justice,
so we have to work for odawara.

Finding injustice of them, we chase them and
Punish injustice to accomplish the proper execution.

If they try to deceive us for gaining a profit
by injustice, "WE DARE TO SAY, THEY ARE DREGS!"

日本語訳

我々は『正義』である。そして正義であらねばならない。ゆえに、我々は小田原市の為にこそ働かなければならない。

適正な給付を達成するため不正を見つけ、追いかけて、罰する。

もし不正受給を得る為に我々を騙そうとする者がいるのなら、「あえて言おう、カスである」と！」

いろんな事案を見てきたが、日本の捕捉率は 2 割といわれており、外国の捕捉率と比較すると井の中の蛙であることがわかる。

ドイツ	64.6%
フランス	91.6%
イギリス	47～90%
スウェーデン	82%

となっており、日本では生活保護受給者は約 204 万人とされているが、生活保護を受けら

れる条件で生活している人が約 1000 万人いることがわかる。

生活保護基準などのちのとりで裁判が全国で 1000 人が闘っている。

果たして加古川市の生活保護行政はどうか。

上述の通り、相談者の窓口はオープンでだれが来ていて何が話されているかわかる。生活保護のしおりの改善は行われていないし、申請用紙のダウンロードが行われるようになっていない。認定率も東播地域では下から 2 番目。課題は大きい。

代 表 者	経理責任者

支 払 伝 票			経理番号
			5
会 派 名	無 会 派	年 度	令和 6 年度
項 目	広 報 費	金 額	178,750 円
内 容	加古川市議会報告2024年夏季号 印刷と折り込み代		
支 払 先	(株)関西共同印刷所	支払年月日	2024 年 8 月 28 日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

領 収 証 加古川市議会議員 立花しんじ様

金 額	¥ 178,750 -
-----	-------------

入金内訳	現 金	振 込
	小 切 手	
	手 形	

但し 加古川市議会報告 2024年夏季号 作成代 117

2024 年 8 月 28 日 上記正に領収いたしました。

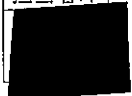


株式会社

関西共同印刷所

大阪市北区大淀中3区5番5号
TEL 大阪(06)4571-1188代

担当者印



加古川市議会報告

2024年 夏季号

発行●市議会議員 立花しゅんじ・市議会議員 橋本和彦 加古川市加古川阿北在家2000 TEL 079-427-9303

市議会議員

立花しゅんじ

●総務教育常任委員



市議会議員

橋本 和彦

●福祉環境常任委員



危険な

大阪・関西万博への 子どもの動員やめて



2025年に大阪・関西万博が予定されていますが、建設中のガス爆発事故、有事の際の救急体制の不備など懸念点が多く、児童の動員に疑問の声が上がっています。令和6年第2回加古川市議会(定例会)で大阪・関西万博について立花市議が一般質問をしました。



メタンガスの爆発事故が発生

3月28日、児童・生徒のバスが発着する駐車場予定地の南側、GW(グリーンワールド)と呼ばれる、お弁当広場や団体休憩所が予定されるエリアのトイレ設置工事で、地下に溜まったメタンガスの爆発事故が発生しています。夢洲はもともと廃棄物の処分場であったため、このような事故が発生したものと考えられます。

国・県ぐるみで動員計画

文部科学省から県へ、万博活用について事務連絡があり、それを受けて斎藤兵庫県

知事が、兵庫県内の小中学校の児童・生徒56万人を万博に招待すると発表しました。

不安の声

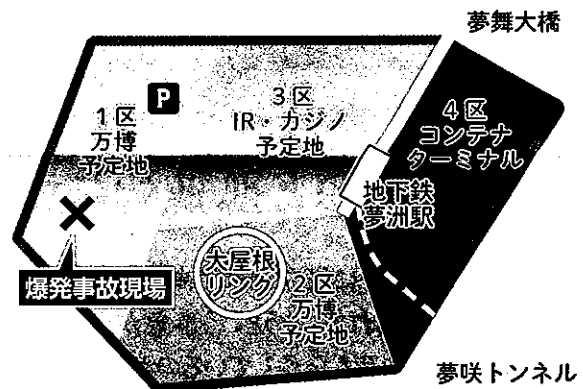
保護者側に交通費負担が生じることや、児童の安全確保の観点から、教職員組合はもとより教育委員会からも疑問の声が上がっています。大阪府交野市は、市内13校の学校単位での参加を見送るの意思を表明しています。

加古川市としてのスタンスを追及

大人の世界の醜いカジノ行政に児童・生徒を巻き込むことなく、未来ある子どもたち

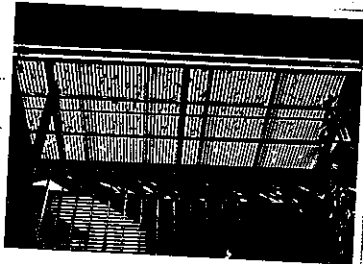
の安全を第一に考えていただくよう求めましたが、万博への招待を受けるか否かは学校長の裁量に属しており、市として参加を強いることはない、との答弁に留まりました。

■万博会場「夢洲」



100年に一度の雹災 見舞金はナシ?

4月16日20:30頃に、急に雨戸をたたく大きな音。何事かと思いつつも分からずに外に出てみたら、雹が降っていました。止むのを待ち、静かになったので外へ。懐中電灯で周りを照らすと、雨どいやカーポート・テラスなどは穴だらけ。車のフロント



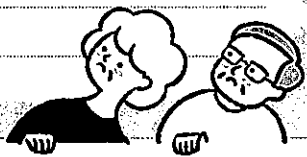
ガラスが破損し、ボンネットや屋根はへこんでおり、びっくりして足元を見ると、直径5センチほどの雹が落ちていました。

私も関西に70年近く住んでおりますが、雹を見たのは初めてでありません。

翌朝、近所を回ると「自然災害であるから市として何らかの補償をして欲しい」と多くの住民の方から言われ、市長宛に立花市議と橋本市議二人で、見舞金程度の補償要求請願書を提出しました。

後日、「補償金制度はなく、出せるのは罹災証明のみ」との返答。「他の自治体でも出している所がある」と伝えても、他市は他市との冷たい対応。

県にも、庄本県議、こむら潤衆議院予定候補、姫路・高砂・加古川・明石・神戸の日本共産党市議団、地域団体と共に申し入れ、雹被害の実情について訴え、見舞金支給の要請に取り組みました。



核兵器禁止条約

署名・批准を求める請願

原水爆禁止加印協議会から日本政府および国会に対し、核兵器禁止条約に署名・批准の意見書採択を求める請願が提出され、推薦者になるとともに賛成討論を行いました。

1982年の核兵器廃絶都市宣言の議決、「平和首長会議」への加盟や、加古川市として毎年、原爆写真展、平和祈念展、今年も広島平和の親子バスツアー参加者を募集していることを示し、唯一の被爆国として、日本政府に対して署名・批准を求める意見書の採択を主張しました。

立花俊治市議と橋本和彦市議以外は反対し、少数否決となりました。

増加傾向の空き家・ごみ屋敷

—— 周辺住民の生活環境に深刻な影響 ——

問題 少子高齢化や人口減少が進行する中、日本の空き家総数は2018年度時点で849万戸、これからますます増加する事が懸念されます。

同様にごみ屋敷についても増加傾向にあります。ネズミ等による漏電を原因とした出火・もらい火は火災保険での保証がない、等の不安の声も多く聞きます。

質問 ●現在把握している空き家件数について●空き家解消に向けた現在の取り組み状況と、今後の対策について●悪臭、敷地外でのごみの放置、害虫、防災に関する地域からの相談件数と、それに対して市がどのように対応したか。

回答 5年に1回行う実態調査の結果、加古川市内の空き家件数は11万3,860件、そのうち賃貸・売却予定のないものが7,170件ある。加古川市では、管理不全450件(是正勧告による是正270件・残る180件)についても指導を行う。

ごみ屋敷として把握している家屋の数は令和5年末において2件。防災防犯の観点から、町内会や地域の協力を得て取り組む。



見解 セルフ・ネグレクトの視点から、ごみを片付けることが目的ではなく、あくまでも対象者の「自己決定」を尊重し、「その人らしい生活」へ導くことが大事なのではないでしょうか。

一人暮らしの高齢者の住宅問題と孤独死について

問題 パートナーに先立たれた高齢者が、民間賃貸物件に申し込んでも断られてしまうという事象が多くみられ、身内が知ることのない孤独死も発生しているのが実態です。

不幸にも亡くなられてから数ヵ月後に発見された事例もあり、私の近所でも、死後4ヵ月ほどが経過してから、異臭がするとのことで親族に連絡ののち、死亡が確認された、ということがありました。

質問 ●加古川市の一人暮らしの高齢者の人数●過去2～3年間で、孤独死は何件報告されているか●セーフティネットとしての市営住宅の活用状況と今後の展開について。

回答 70歳以上の一人暮らしの方は9,753名おられます。令和2年4月より、市営住宅の入居申請には連帯保証人は不要となっています。エレベーターが設置されていない市営住宅では、高齢者の方は1階の居室に移れるように対応しています。



見解 家族と疎遠になってしまった独身の高齢者へのせめでの救済として、民間賃貸住宅に申し込めないなどの事態に対する行政としての取り組みが必要だと考えます。

子どもから高齢者まで、みんなが住みやすいまちをめざして

子どもの安全を守るために

公助が必要!

—— 登下校時の交通安全指導員問題 ——

通学路の安全対策の現状

問題 登下校の見守り体制が交通安全指導員の高齢化等で弱体化し、教諭も立ち当番をしているという実態があります。

質問 交通安全対策の現状について。

回答 配置基準に沿って、96人の交通安全指導員が90ヵ所で登下校の見守りを実施。見守りカメラは90ヵ所中72ヵ所に設置。



見解 本市はスマートシティを標榜する根拠として一番に見守りカメラをあげていますが、90ヵ所中18ヵ所には見守りカメラが設置されていません。この問題についての対策を検討する必要があります。

交通安全指導員の待遇改善を

質問 交通安全指導員の現在の状況について。

回答 全体の51%が70代以上であり、80代の方も3名と、高齢化が進んでいる。勤務時間は朝の通学时1時間、下校時2時間の計3時間の拘束だが、学校がある204日/年、毎日、雨の日も風の日も欠かすことができない大変な仕事であり、報償費での支払いをもって感謝している、との答弁。



見解 大変な仕事であるからこそ、報償費の引き上げを行い、待遇改善をして要員を確保し、安全対策により力を入れて取り組むべきです。



保護者による無償ボランティアにも公的責任を

問題 以前の行政改革により交通安全指導員の制服貸与の廃止が行われ、制服からV字反射ベストに代わっています。また、有償ボランティアの交通安全指導員とは別に、保護者による自主的な登下校の見守り無償ボランティアも行われています。市は、障がい保険の登録は行われているが、何ヵ所で何人が従事しているかは把握していないと答弁し、無償ボランティアの方々には雨合羽も支給されていません。

見解 大切な見守り活動を自助・共助任せにせず、あくまでも公助で、自治体が未来を背負っていく児童の安全を確保するべきです。

令和6年 第4回 加古川市議会(定例会) 日程(案)

9/11(水)	全議案上程(質疑、付託)	第1日
13(金)	代表質問、一般質問	第2日
17(火)	一般質問	第3日

18(水)	一般質問	第4日
19(木)	総務常任委員会	休 会
20(金)	福祉教育常任委員会	休 会

24(火)	建設環境常任委員会	休 会
10/3(木)	委員会審査報告、追加議案上程(即決)	第5日

〔 請願の締め切りは9月2日(月)です 〕

議案は市HPにも掲載されます。議会・委員会は9:30開会予定です。